

平成31年仙審第8号

裁 決

漁船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官鈴木勲出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成30年10月10日04時10分

宮城県大島瀬戸

2 船舶の要目

船種船名 漁船A

総トン数 199トン

全 長 46.36メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、平成29年に進水した1機1軸右回りの固定ピッチプロペラを有する、操舵室を船体ほぼ中央に配した鋼製漁船で、レーダー2基及びGPSプロッターをそれぞれ備え、操舵室からの前方の見通し状況は良好であった。

#### (2) 宮城県気仙沼湾及び大島瀬戸の状況等

気仙沼湾は、御崎岬と岩井埼により南方に開いた湾口を形成し、その中央に位置する宮城県大島により東西両湾に分かれ、同島北方沿岸と本土間に大島瀬戸が存在した。

そして、大島瀬戸は、両岸の地形上屈曲部が多く、東口中央付近に番所根と称する干出岩と両側に養殖施設が多数存在し、最狭部の可航水域が約100メートルとなっており、東湾から入湾して宮城県気仙沼漁港等に向かう際、同瀬戸を通航する状況であった。

#### (3) 大島瀬戸付近の養殖施設の設置状況

大島瀬戸の大島北方沿岸には、北緯38度53.04分東経141度37.27分、北緯38度53.00分東経141度37.30分、北緯38度52.92分東経141度37.31分、北緯38度52.75分東経141度37.11分、北緯38度52.67分東経141度36.88分、北緯38度52.71分東経141度36.72分、北緯38度52.68分東経141度36.49分、北緯38度52.63分東経141度36.44分、北緯38度52.69分東経141度36.34分、北緯38度52.75分東経141度36.96分及び北緯38度52.85分東経141度37.12分の各点を順次結んだ線によって囲まれる海域に、宮城県知事から同県漁業協同組合が許可を受けた免許番号

区第1241号の第1種区画漁業の区域（以下「第1241号区域」という。）が設定され、同区域内にこんぶ、ほたて及びかきの各養殖施設が設置されていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか15人が乗り組み、操業の目的で、船首1.6メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、平成30年10月8日04時00分北海道花咲港を発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、Aでさんま棒受網漁業を行っているもので、主な漁場が北海道東方沖合から千葉県犬吠埼東方沖合に至ることから、水揚げ地も北海道及び本州各地にわたり、気仙沼漁港への寄港の経験も多数回有していた。

また、a受審人は、気仙沼漁港に入港する際、漁場が気仙沼湾以北の場合、同漁港までの航程の短縮を図るため、夜間においても平素、同湾東湾から入湾して大島瀬戸を通航しており、同瀬戸の両側に多数の区画漁業区域が設定されていることを承知していたことから、同区域に接近しないよう、同区域やあらかじめ同瀬戸の可航水域のほぼ中央に設定した進路線をそれぞれGPSプロッター上に表示し、自船との相対位置を把握して適宜船位の確認を行っていた。

a受審人は、前示漁場での操業を終え、翌9日05時20分同漁場を発進して水揚げ地とする気仙沼漁港に向かった。

a受審人は、気仙沼湾以北から同湾湾口に接近したことから、東湾から入湾して大島瀬戸経由で気仙沼漁港に向かうこととし、東湾口付近で船橋当直に就き、見張りを兼ねて水揚時の関係者との連絡のため漁ろう長が在橋する中、同湾を北上し、翌10日04時01分少し過ぎ番所根灯標から060度（真方位、以下同じ。）720

メートルの地点において、針路を255度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、遠隔操縦装置の操舵ダイヤルによる手動操舵で進行した。

a 受審人は、針路を定めたとき、宮城県気仙沼市日向貝地区沿岸に南東方向にケッジアンカーを投じて錨泊中の作業台船（以下「台船」という。）の灯火を左舷船首方に認め、04時05分半大島瀬戸東口付近の番所根灯標から317度180メートルの地点で、同瀬戸内に向けて針路を187度に転じたところ、台船が右舷船首17度450メートルとなり、夜間でケッジアンカーの投錨地点を示す球形ブイが目視できないことから、安全を確保するため台船との航過距離を十分に確保して続航した。

a 受審人は、04時08分僅か前番所根灯標から211度360メートルの地点で、針路を210度に転じて進行中、右舷ほぼ正横となった台船の灯火が平素より近く感じたことから、アンカーロープとの接触などを回避するため、船首方となる第1241号区域に多少接近するものの、日向貝地区南東方沖合の大島瀬戸の可航水域の中央付近まで南下したところで、同瀬戸の西口に向けて針路を転じることとして続航した。

a 受審人は、04時08分半少し過ぎ番所根灯標から210度500メートルのところに至り、前示大島瀬戸の西口に向けて針路を転じる地点となったが、依然として台船との距離の把握に気を奪われ、GPSプロッターに表示されている第1241号区域やあらかじめ同瀬戸の可航水域のほぼ中央付近に設定した進路線と自船との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、転針地点で針路を転じることなく船首方

200メートルのところの第1241号区域に向かって進行し、04時10分僅か前右舷船首至近に養殖施設で作業中の漁船の灯火を認め、同区域に進入したことを知り、後進一杯にかけたものの、効なく、04時10分番所根灯標から211度740メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同区域内に設置のかき養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

その結果、Aに損傷はなかったものの、かき養殖施設等に損傷を生じさせたが、のち修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、夜間、気仙沼湾大島瀬戸において、気仙沼漁港に向かう際、船位の確認が不十分で、第1241号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、気仙沼湾大島瀬戸において、気仙沼漁港に向かう場合、第1241号区域に向首していたのであるから、転針地点を航過しないよう、自船とGPSプロッターに表示されている同区域やあらかじめ同瀬戸の可航水域のほぼ中央付近に設定した進路線との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、台船との距離の把握に気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、転針地点に達したことに気付かず、同地点を航過して第1241号区域に向首したまま進行し、同区域に進入して同区域内のかき養殖施設に乗り入れる事態を招き、同養殖施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和2年1月29日

仙台地方海難審判所

審判官 志 村 信 三 郎